

予防接種事業（水痘・成人用（高齢者）肺炎球菌ワクチン接種事業）

健康福祉部健康増進課

1 目的

水痘ワクチンの定期接種化を行うことにより、感染症の発症及びまん延を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。（A類疾病）

成人用（高齢者）肺炎球菌ワクチンの定期接種化を行うことにより、個人の発病や重症化を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。（B類疾病）

2 背景

平成 24 年 5 月の国の予防接種部会第二次提言等において、広く接種を促進することが望ましいとされたワクチンの内、水痘・成人用肺炎球菌の 2 つのワクチンが平成 26 年 10 月より定期接種化される見込み。

3 事業内容

（1）水痘ワクチン接種

対象者

1 歳から 3 歳未満に 2 回接種

3 歳から 5 歳未満に 1 回接種 26 年度のみ経過措置

開始時期 9 月 1 日（法は 10 月 1 日施行の予定）

自己負担額 なし

（2）成人用（高齢者）肺炎球菌ワクチン接種

対象者

65 歳の者、及び 60 歳以上 65 歳未満の基礎疾患を有する者に 1 回接種

70 歳から 100 歳までの 5 年刻みに 1 回接種 30 年度までの経過措置

開始時期 10 月 1 日から実施予定（法施行どおり）

自己負担額 4,500 円（ワクチン代相当分。ただし生活保護者は無料）

4 補正額 457,520 千円

（1）水痘ワクチン接種 330,571 千円

・委託料 328,756 千円 ほか

（2）成人用（高齢者）肺炎球菌ワクチン接種 126,949 千円

・委託料 124,838 千円 ほか